

**歴史文化施設整備基本計画策定支援業務に係る
プロポーザル募集要項**

1 業務名等

- (1) 業務名 歴史文化施設整備基本計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和9年3月26日まで
- (4) 事業規模 契約上限額 総額14,600,000円（消費税等額を含む）
- (5) 業務概要 富田地区は古くから普門寺や本照寺、教行寺、三輪神社など数多くの寺社を核に寺内町が形成され、江戸時代初期には酒づくりが盛んになり商人・町人のまちとしてさらに繁栄するなど、歴史・伝統・文化が育まれてきた地域であることから、「富田地区活性化プロジェクト」（プロジェクトの内容等は市HPを参照。）を策定し、富田地区の歴史を身近に感じながら、伝統芸能の歴史的・文化的価値を将来にわたって守り、継承・発展させていくとともに、市民が歴史と文化・芸能活動に触れ親しむ機会を提供するため、伝統芸能にも親しめ、歴史資料の展示もできる文化ホールなど、新たな歴史文化の拠点となる「歴史文化施設」の整備に係る基本計画の策定を支援するもの。

2 所管課

高槻市歴史にぎわい部芸術文化振興課

住所：〒569-8501 大阪府高槻市桃園町2番1号

TEL：072-674-7414

FAX：072-674-7721

Mail：tak4147@city.takatsuki.osaka.jp

3 日程

本プロポーザルの日程は以下のとおりとする。

- ① 公募開始 令和8年4月13日（月）
- ② 質問受付開始 令和8年4月13日（月）
- ③ 参加表明書の提出期限 令和8年4月22日（水）
- ④ 質問の提出期限 令和8年4月22日（水）
- ⑤ 質問に対する回答 令和8年4月27日（月）
- ⑥ 応募資格審査結果の通知 令和8年4月27日（月）
- ⑦ 企画提案書等の提出期限 令和8年5月15日（金）
- ⑧ ヒアリング実施・非実施通知 令和8年5月21日（木）
- ⑨ ヒアリング※ 令和8年5月27日（水）
- ⑩ 審査結果通知発送 令和8年6月上旬
- ⑪ 契約 令和8年6月中旬または下旬

※応募提案者数によっては変更になる可能性があります。

4 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）第107条に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条に掲げる暴力団員又は暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと、及び高槻市契約検査課からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 本市に登録している業種が測量・建設コンサルタント等の「建築設計」で、希望業務が「建築設計」であること。
- (6) 興行場法で定める「興行場」である200席以上の伝統芸能の専門施設の検討に関わった実績があること。

5 応募方法

本プロポーザルへ応募する者は、以下の必要書類を所管課まで直接持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。）にて提出すること。

(1) 必要書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 業務実績届（様式2）

※本業務の実施にあたり、有用となると判断される提案者の伝統芸能専用劇場の施設整備に関わった実績及び公共施設等の基本計画策定支援に係る実績を、最大5つまで挙げる

(2) 提出期限

令和8年4月22日（水） 17時15分必着

6 質疑について

本プロポーザルに関する質疑については、以下のとおりとする。

(1) 受付方法

- ① 質問書（様式3）に記入の上、所管課までメールで提出すること。
- ② メールのはじめの件名は、「歴史文化施設整備基本計画策定支援業務（質問）」と明記し、必ず着信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和8年4月22日（水） 17時15分必着

(3) 回答方法

寄せられた全ての質問に対する回答を令和8年4月27日（月）までに全参加表明者へメー

ル等で連絡する。

7 企画提案書等の提出

以下のとおり企画提案書及び見積書を作成し、所管課まで直接持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。）にて提出すること。

(1) 企画提案書の構成、書式等

- ① 原則として全てA4判の用紙を用い（A3判のA4サイズ折は可とするが、極力少なくすること。）、通し番号（ページ数）を付すこと。
- ② 枚数は20頁以内（表紙・目次は頁数に含まない。）とすること。
- ③ 表紙の記載項目は、件名「歴史文化施設整備基本計画策定支援業務」とする。なお、正本にのみ提案者名も記載すること。
- ④ 匿名で審査するため、正本の表紙以外は提案者名を記載しないものとする。
- ⑤ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本10部とする。

(2) 企画提案書の記載内容

企画提案書は、「仕様書」を踏まえた上で、以下の項目について提案も含めて簡潔に記載すること。なお、様式は自由とする。

- ① 業務の実施方針
- ② 業務の実施体制
- ③ 作業スケジュール
- ④ 基本計画策定の支援内容
- ⑤ 仕様書に記載のない独自のノウハウや提案

(3) 見積書の記載内容

本業務を実施するために必要な全ての費用を計上するものとし、積算項目がわかるように記載すること（様式自由・税抜き）

(4) 作成上の注意事項

- ① 企画提案書は、業務を実施する上での基本的な考え方や手法、各社のPRポイント等を求めるものであり、仕様を確定させるものではない。
- ② 具体的な仕様は、提案書に記載された内容を反映し、受注者と協議して決定する。

(5) 提出期限

令和8年5月15日（金） 17時15分必着

8 ヒアリングの実施

企画提案の内容について、歴史文化施設整備基本計画策定支援業務に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）によるヒアリングを以下のとおり実施する。

(1) ヒアリング対象者

- ① 提案者の提出書類から資格要件を判定し、適格者をヒアリング対象者とする。
- ② 提案者が1者の場合でも、選定委員会によるヒアリングを実施する。

(2) 実施通知

- ① 令和8年5月21日（木）に企画提案書の提出者全員に、文書でヒアリング実施または非実施の通知を行う。

② ヒアリングの時間、場所等の詳細は、ヒアリング実施通知に併せて通知する。

(3) ヒアリング日程

令和8年5月27日（水）（予定）

(4) ヒアリング方法

ヒアリングについては、提案者が選定委員会の委員に提案説明を行った後、質疑応答に入る。
なお、提案説明は、企画提案書を使用して行うこと。

9 審査方法

提案の審査は、以下のとおり行う。

- (1) 選定委員会の委員が、審査基準に基づき、提案書の内容及びヒアリング結果について、審査項目ごとに点数化して評価する。
- (2) 各提案者の評価点は、委員の採点の合計点とし、選定委員会は評価点が最高点の者を最優秀提案事業者に決定する。
- (3) 評価点が最高点の者が複数いる場合は、抽選により最優秀提案事業者を決定するものとする。
- (4) 全事業者の評価点が、基準（60点以上）に満たない場合は、上記に関わらず最優秀提案事業者を選定しない。

10 審査基準

審査基準は、以下のとおりとする。

NO.	評価項目	着眼点	配点
1	業務実績	・同種業務の履行実績は、本業務を履行できると信頼するに足りるものか。	10点
2	業務の実施方針	・市の状況や施策に沿った、実態にあった意欲的な提案か。	10点
3	実施体制	・本業務を確実に実施できる責任者、担当者を確認しているか。 ・責任者や担当者の同種業務への従事実績は、本業務の担当者として十分なものか。	10点
4	作業スケジュール	・スケジュールが具体的に設定されているか。 ・実現可能なスケジュールか。	10点
5	基本計画策定の支援内容	・基本計画策定が円滑に進むよう支援内容が計画されているか。 ・基本計画策定にあたって、様々な意見を取り入れられることが想定されているか。 ・建物配置、必要諸室の規模及び配置を検討するにあたり、必要な建築的な知見・技術は十分か。	30点
6	独自のノウハウや提案	・仕様書にない独自のノウハウや提案がなされているか。	20点
7	見積価格	・見積価格はより低いものか。 ・見積り内容が満たされているか。	10点
	合計		100点

1 1 審査結果

審査結果の通知は、以下のとおり行う。

(1) 通知方法

提案者全員に対して文書で通知する。

(2) 通知発送日

令和8年6月上旬

1 2 失格事項

次の要件に該当した場合は、応募を無効とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

(3) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

(4) 選定の手続きにおいて不正な行為があったと市が認めた場合

(5) 応募資格を満たしていないことが判明した場合

(6) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

(7) その他不正行為があった場合

1 3 契約手続き等

(1) 契約は、市と最優秀提案事業者とで、仕様の詳細等を協議の上、提案上限額の範囲内で、委託契約を行うものとする。

(2) 契約書案は本市が作成する。

(3) 契約保証金は、契約金額の5%以上の金額を契約締結日までに納付すること。ただし、高槻市財務規則第117条に該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

1 4 その他留意事項

(1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類の返却は行わない。

(3) 提出された企画提案書は、公正性、透明性、客観性を期すため公表する場合がある。